厚生労働大臣 加藤 勝信 様

新型コロナウイルス感染症対応にかかる 児童養護施設からの緊急要望

社会福祉法人 全国社会福祉協議会全 国 児 童 養 護 施 設 協 議 会会 長 桑 原 教 修

4月7日に新型コロナウイルス感染症に対する「緊急事態宣言」が7都府県に発令され、4月17日には宣言が全国に拡大されました。新型コロナウイルス感染予防の対応の長期化と、子ども や職員の感染リスクの拡大など、児童入所施設の現場に厳しい影響が生じています。

こうした状況下、全国の児童養護施設では子どもの安全で安心な生活と養育を維持・継続するため、時間外労働を含め職員総出の体制で昼夜を問わず日々努力を重ね、この事態に対応しています。

しかし、子どもや職員の感染やその不安が生じた場合、また保護者が感染し子どもの一時保護や 入所等が必要となった場合、被感染者の隔離など衛生上の対応とともに物理的環境の確保や職員体 制の維持などの困難が懸念されます。また、すでにマスクや消毒薬等の衛生用品の確保・購入の目 途が立たず、多くの児童養護施設で在庫が枯渇する状況です。

こうしたなかにおいても、私たちは子どもたちの最後の砦であるという自負をもち、子どもたちの安全で安心な生活を継続して守っていきます。

つきましては、新型コロナウイルス感染対策に関する以下の要望事項について、緊急かつその実 現について要望いたします。

記

1. 感染拡大防止のため、衛生用品を優先的に確保・支給していただきたい

児童養護施設では、子どもと職員によるマスクの着用や共用部の消毒等をはじめとする、さまざまな感染予防の取り組みなどの新型コロナウイルス感染症予防の徹底を図っています。しかし、マスクやアルコール消毒液等衛生用品の購入・確保が難しく、多くの施設でこれらが不足しています。

施設内での感染予防は、子どもたちの命と健康を守るため喫緊かつ重大な課題であり、医療機関・医療従事者と同様に、マスクやアルコール消毒液等の衛生用品を優先的に確保し、提供いただけるようお願いします。

また、感染予防対策を講じるために各施設が高額でも衛生用品を購入せざるをえない事態であり、感染拡大防止対策の補助金を事後に請求できる等、柔軟な対応をお願いします。

2. インターネットを活用した学習環境等を整備していただきたい

入所児童が通う学校や幼稚園等で休校・休園が続いており、各施設では児童の学習機会の確保に 苦慮しています。インターネットを活用した学習支援ツールが急速に活用されている状況もふまえ、 入所する児童一人ひとりの学習環境を整備するためのパソコンや教材の購入等にかかる財政支援 をお願いします。

3. 入所前のPCR検査実施等、施設内感染予防策を講じていただきたい

子どもの入所や一時保護、ショートステイ等にあたっては、事前の健康状態把握の徹底と PCR 検査の実施等、自治体において十分な感染予防策を講じていただくようお願いします。

また、保護者が新型コロナウイルスに感染した場合、子どもの保護については迅速な対応が必要であり、児童養護施設がその役割を担うことの重要性を理解する一方、在籍する子どもへの感染リスクについても十分に留意する必要があります。対象児童の一時保護所による受入れや入所前の健康状態の把握と PCR 検査の実施はもとより、入所後の発熱等健康面において医療機関や保健所、都道府県行政・児童相談所等との連携のもと、適切な医療支援が確実に確保できる体制を講じてください。

4. 児童養護施設退所者の生活支援等の対策を講じていただきたい

新型コロナウイルス感染症の影響により、就業出来ない又は就業継続が難しくなった児童養護施設退所者等に対し、自立支援資金貸付事業の運用改善が示されましたが、大学等へ進学した退所者は、新型コロナウイルスの感染拡大により、アルバイト先が休業するなどして収入が途絶え、厳しい生活下にあります。

児童養護施設においてもできる限りのサポートをしていきたいと考えておりますが、頼る先や帰省する先がない施設退所者について、一時的に施設に戻り一定期間生活の支援を行うことができるよう、特例的な財政支援等について対策を講じてください。

5. 職員の負担軽減を図るための手当の支給など財政措置を講じていただき たい

児童養護施設においては、緊急事態宣言後も入所や一時保護委託を既存の職員で対応していますが、学校の休校や外出自粛等により児童をケアする時間が大幅に増加し、長時間労働などの過度な負担が生じています。また、施設の感染予防を常に強化し続けなければならない状況のなかで、休日等においても感染予防のための行動制限や持続的な緊張状態を強いられるなど、その心的負荷は相当のものとなっています。児童養護施設は24時間365日、子どもが安全で安心できる生活環境を用意し、その心と身体の安定を図る必要があり、医療従事者等と同じように、現在のような状況下でも養育機能を果たす社会インフラです。養育を継続していくためにも、特別手当の支給など職員の負担軽減のための財政措置を講じてください。